

ルールの参照可能性
—権力行為論(3)—

佐藤 裕

富山大学人文学部紀要第57号抜刷

2012年8月

ルールの参照可能性

—権力行為論(3)—

佐 藤 裕

はじめに

本論文は権力行為論¹⁾における〈ルール〉²⁾についての考察である。

権力行為論においては、〈ルール〉が人を拘束すると考えるのではなく、人が〈ルール〉を参照して人を拘束すると考える。また、〈ルール〉それ自体が何らかの形で「存在」しているわけではなく、ルール言説または社会的カテゴリーの参照によって示されるのである。

以上のように、権力行為論においては〈ルール〉を「参照する」という考え方が基本になっているわけだが、それでは「参照する」というのは具体的にどのようなことなのか。本論ではこのことについて考えてみたい。

1. 〈ルール〉を参照すること

〈ルール〉の参照は、権力行為という文脈で考えなくてはならない。すなわち、何かの行為を強制または禁止しようとする者と、その行為を強制または禁止されようとしている者との間のコミュニケーションとして「参照」が行われるということだ。私が〈ルール〉を見たり確認したりすることが〈ルール〉の参照なのではなく、私が相手に対して〈ルール〉を示し、相手もそれを確認することが〈ルール〉の参照なのである。そういう意味では「〈ルール〉を参照する」という日本語の表現それ自体が誤解を招きかねない可能性がある。むしろ、英語の(他動詞としての)"refer"という言葉の方が、「参照」という概念をうまく表現できるかもしれない。

では、誰かに対して〈ルール〉を参照するというのは、具体的にはどのようなことだろうか。

まず第一に、〈ルール〉が「存在」³⁾していることを示すことである。ルール言説や社会的カテゴリーを言葉やその他の方法によって指し示し、それを読み取ることによって、〈ルール〉が確かに「存在」していると確認することを、相手に促すのである。

第二に、その〈ルール〉によって具体的な行為が強制または禁止されていることを示すことである。その場の状況に応じて、何をせよと言われているのか、あるいは何をするとされているのかを理解できなくてはならないのである。そうでなければここでいう「参照」にはあたらない。

例えば、相手に規則を示して、「このような規則があるので、あなたはこれをしなくてはならない」と要求することは〈ルール〉の参照であるし、「男の子なんだから泣くんじゃない」と叱ることも「男（の子）」という社会的カテゴリーに結び付いた〈ルール〉の参照である。

図書館などで大きな声で話している人に対して「静かに！」と注意をするとき、言葉としては表現されていないとしても、「ここは図書館の中だから」という理由を注意する側が意識し、そのことを注意された側も理解できたならば、「図書館の中では（中にいる人は）静かにしなくてはならない」という〈ルール〉が参照されていると考えることができるだろう。

2. ルールの自己参照

前節では、〈ルール〉の参照とは他者に対して〈ルール〉を示すことだと説明したが、自分自身に対して〈ルール〉を示すこともある。これを〈ルール〉の「自己参照」と呼びたい。

「自己参照」というのは、（特に日本語の「参照」という言葉のニュアンスからすると）奇妙な表現だと受け止められるだろう。通常の「参照」の用法で、自分でルールを調べたり確認したりするという意味合いは十分に伝わるからだ。にもかかわらずあえて「自己参照」という言葉を用いるのには理由がある。

私たちは様々なルールに「縛られている」と感じている。所属する組織の規則や法律、道徳規範、礼儀作法、伝統的慣習など、多くのルールが私たちを拘束していると感じられる。しかし一方では、私たちはそれらのルールを積極的に知ろうとしたり調べたりしている。書物を読んだり、知人や先輩に尋ねたり、最近ではインターネットを用いることも多いだろう。また私たちは、様々なルールを状況に応じて選択し、使い分けている。これはどういうことだろうか。なぜ私たちは自分を縛るものをわざわざ探したりするのか。あるいは、選択の余地のあるものを本当に「拘束的」だと考えてよいのか。

「ルールに従う」ということをめぐっては常にこのような（一見矛盾するような）二面性が存在する。すなわち、ルールによって拘束されるという側面と、ルールを積極的に利用するという側面である。後者は具体的にはルールを探したり選んだりすることであり、これがすなわち〈ルール〉の「参照」である。この二つの側面が矛盾している（ようにも見える）ことを、例えば「服従への志向性」といった心理的傾向などで簡単に説明してはならない。あるいは、結果的に「拘束的」であることを理由にして、具体的な仕組みを明らかにしないままに「目に見えない権力」などの存在を主張することも、私は認めることはできない。

必要なことは、様々な状況を想定したうえで、具体的な行為のレベルで「ルールに従う」仕組みを解明することであろう。そのためには、〈ルール〉の参照がどのようにして行われるのかを明らかにしていかなければならない。そして、それは〈ルール〉が拘束的であるという側面を十

分意識して進めていくことが重要であり、だからこそ「自己参照」という言葉を用いる必要があるのだ。

〈ルール〉の自己参照は、他者に対する参照とどのように異なるのだろうか。

自己参照の場合は「自分自身を拘束する」という意味を持つため、自己参照という行為それ自体が「仕向けられたもの」であるかのようなイメージをもたれるかもしれない。これに対して他者に対する参照は、誰かを「自分の思うように動かしてやろう」といった意図的、目的意識的な行為であるかのようにイメージされるかもしれない。

しかし、このようなイメージはあまり妥当だとは言えない。

例えば私たちは、特に自分の利害などの目的がなくとも、ただ単に「決まりだから」（ルールがあるから）という理由だけで誰かに行為を指示したり命じたりすることがある。この場合はある意味では指示した者（命じた者）自身が「ルールに縛られている」と言えなくもない。また逆に、私たちは自分にとって重要だと思えるルールを常に参照できるように、様々な工夫を行うことがある。目標を紙に書き出して目立つ場所に貼りつけることや、ルールを表す言葉を頻繁に思い起こしたり口に出したりするといったことがその一例だろう。この場合は、自分自身をルールで縛ろうと積極的に努力していると見ることもできる。

このように、自己参照と他者に対する参照のいずれの場合においても、受動的・拘束的な参照と能動的・意図的な参照のいずれもが行われているのである。すなわち、この点において自己参照と他者に対する参照を分けて考える必要はない⁴⁾。

実は、〈ルール〉の参照が能動的か受動的かといった論点は、「権力」における「意図」あるいは「意志」の問題と結びついており、権力現象について考える上での「躓きの石」であると私は考えている。一見能動的に見えてもそれが何らかの意味で強制されたものかもしれない、あるいは、自分自身の意志による行為だと感じていてもそれは誘導されたものかもしれない。このように考えていくと、能動的／受動的といった区別は確認が困難であるだけでなく、そもそもそのような区分を（理論的に重要なものとして）設けることの有効性も疑わしい。権力行為論の出発点において、このような論点を回避するために「権力」概念を放棄したのと同じく、ルールの参照が能動的か受動的かという論点も回避しなくてはならないのだ。

しかしながら、〈ルール〉の参照が誘導されたものであったり強制されたものであるかもしれないということは、マクロな「権力現象」について考える上では避けて通ることはできないだろう。そこで、このようなことをより具体的に考えていくために、〈ルール〉の参照可能性という概念を提唱したいと思う。

3. <ルール>の参照可能性

<ルール>の参照が誘導されたり強制されたりすることは実際にあるだろう。また逆に、<ルール>が「存在」していてもそれを参照することが困難な状況もまた存在する。端的に言えば<ルール>の存在を知らなければ参照のしようがない。このような様々な条件が関与して、結果的にどの<ルール>が参照されるのか、あるいはある特定の<ルール>が参照される可能性が大きいのか小さいのかが左右されていると考え、これを<ルール>の参照可能性と呼びたい。

例えば組織の規則などの参照が強制されていれば、当然その<ルール>（規則）の参照可能性は大きい。しかしそれとは異なる、例えば道徳的な<ルール>などが参照されるかもしれない。その可能性は知識などに依存しているだろう。また、<ルール>の存在を知っていたとしても、その<ルール>と関わる状況でそれを思い出せないようであれば参照可能性は高いとはいえない。逆に言えば<ルール>の存在を思い起こさせるようなきっかけや仕組みがあれば、参照可能性は高くなるだろう。

ルールの参照可能性という概念を採用する最大のメリットは、参照する者の「意志」の如何という問題を回避しつつ、ルールの参照が拘束的あるいは誘導的である（と感じられる）状況を記述できる点にある。

<ルール>の参照可能性は、数値化して表わすことはできず、異なる<ルール>について比較することも困難⁵⁾だと思われる。しかし、特定の<ルール>の参照可能性が高くなったり低くなったりする様子は観察可能であろうし、参照可能性を高める努力や工夫も可能である（実際に行われている）。そういう意味において量的な概念だと考えてよい。

<ルール>の参照可能性は、個人のレベルでも社会（集団や組織あるいはより大きな「社会」）のレベルでも利用可能な概念である。例えば先に述べたような、自分にとって重要なルールを常に参照できるようにする工夫は、個人のレベルでの参照可能性を高めようとする営みであろう。しかし、本論では主として社会のレベルでの参照可能性について考察を進めることにしたい。

4. 参照の<ルール>

<ルール>の参照可能性に最も大きな影響を与えるもののひとつに、「ルールを参照する」という行為を義務付ける<ルール>が考えられる。これを「参照の<ルール>」と呼びたい。

「ルールを参照する」という行為を義務付けるためには、その行為が具体的で観察可能なも

のでなくてはならない。

例えば数多くの規則に基づいて運営されている組織において、「規則に基づいて職務を行え」という一般的な指示がなされることは当然だろうが、では規則に基づいて職務が行われることがどのように担保されるのだろうか。規則を重視する組織において、（とりわけ重要な決定がなされる際に）実際に行われている方法が参考になるだろう。それは、判断や指示などの根拠となる規則を明記する、という方法である。具体的には「〇〇規則第〇条〇号の規定に基づいて」といった表現が口頭で述べられたり文書に記載されたりすることだ。

このような表現は、規則に従っていることを明らかにする、すなわち〈ルール〉の参照を可視化するものだ。根拠となる規則を明記しなければならないといったことが〈ルール〉としてあるなら、それが参照の〈ルール〉である。

特定の役職の者（例えば議長）が根拠規則を宣言することが職務の一環であると理解されているなら、それはその役職（という社会的カテゴリー）に結び付けられた〈ルール〉である。また、根拠規則を明記することが文書の「書式」として定められているなら、その書式がルール言説である。

参照の〈ルール〉はこれ以外にも様々なものが考えられる。いわゆる「指差し確認」（指差喚呼）も、確認する対象がルール言説であるなら参照の〈ルール〉のひとつだろう。また、「上司の指示を仰げ」というのも、具体的な行動を要求する参照の〈ルール〉である。この場合は例えば「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」といった合言葉がルール言説となっているかもしれない。

参照の〈ルール〉について考える上で重要なことは、それが「〈ルール〉を守る」ことを義務付けるルールではない、ということである。〈ルール〉にはそれ自体に人を拘束する仕組みがあり、それに加えて「〈ルール〉を守る」というルールを設ける必要はない。にもかかわらず、一見「ルールを守れ」というルールがあるように見える場合があるが、それらは事実上は参照の〈ルール〉として機能しているのではないだろうか。

例えば、近年企業などで重視されるようになってきた「コンプライアンス（法令遵守）」という概念は、形式的には「ルールを守れ」ということであるが、その言葉を参照して実際に行われていることは、法令などを良く調べることや、従業員に徹底すること（従業員が法令を意識するよう促すこと）、あるいは弁護士などの専門職との相談機会を増やすことであったりする。すなわち事実上〈ルール〉の参照が強制されているのであり、それゆえこれも参照の〈ルール〉だと考えることができるだろう。

また、先に挙げた「上司の指示を仰げ」というルールは、「上司の指示に従え」という言葉で表現されているかもしれない。そうであったとしても、要求されている具体的な行動は、上

司にお伺いを立てることであったり、上司からの指示を確認することなど（つまり〈ルール〉の参照）であろう。

参照の〈ルール〉も具体的な行為を要求する〈ルール〉のひとつであり、それゆえ参照の〈ルール〉それ自体も参照されなくてはならない。それでは参照の〈ルール〉の意味はどこにあるのか。参照の〈ルール〉はどのようにして〈ルール〉の参照可能性を増大させるのだろうか。

まず第一に、ひとつの参照の〈ルール〉から（状況に応じた）複数の〈ルール〉が参照されることによって、〈ルール〉の参照がより確実になされる、ということが考えられる。詳細で多岐にわたる規則が整備されている場合、そのすべてを記憶していることは現実的ではないが、必要に応じて規則集などを調べることがルールとして徹底されていれば、参照可能性を大きくすることができるだろう。また、しばしば変更される規則なども、常に最新の規則をチェックすることが義務付けられていれば、すでに無効となった古い規則が誤って参照される可能性を低くすることができるだろう。

第二に、他者に対する〈ルール〉の参照を職務の中に位置づけることにより、不確実な自己参照を補うことができるという効果が考えられる。例えば、ある会議に出席すべきメンバーに対して、あなたはこの会議のメンバーだから何月何日の会議に出席してくださいという告知を文書やメールなどで届ける役割を担う人が定められているとすれば、会議への出席という〈ルール〉の参照可能性を増大させることができるだろう。このようなことは、企業などの組織で見られるだけでなく、様々な行政手続きのための通知が市役所などから届くことも、行政組織の中にある参照の〈ルール〉によるものだと考えることができるだろう。

最後に、参照という行為が形式化され、可視化されていることも、参照可能性に寄与していると考えられる。第三者や自分自身が、参照が行われていることを確認できるため、もし参照が行われていない場合はそのことに気づきやすいだろう。

これらの点が、参照の〈ルール〉の効果を十分網羅しているかどうかは確信はない。重要なことは、〈ルール〉を参照する行為を義務付ける〈ルール〉が実際に様々な場面で参照されており、それが〈ルール〉の参照可能性を増大させているということである。

法令や体系化された規則のような複雑なルールは、このような参照の〈ルール〉が存在しなければ、十分に機能しないだろう。

5. 社会的カテゴリーの参照可能性

参照の〈ルール〉は、主としてルール言説の参照に関わるものであったが⁶⁾、もう一方の社

会的カテゴリーの参照についてはどうだろうか。

まず最初に、社会的カテゴリーを参照する、ということについて簡単に説明しておきたい⁷⁾。
あなたは（私は）〇〇（というカテゴリー）なので何かをしなければならない（してはならない）と指摘すること、感覚的にいえば、カテゴリーを意識し（意識させ）、何かをさせることが、社会的カテゴリーの参照である。注意してほしいのは、あくまでも権力行為という文脈における社会的カテゴリーの参照、すなわち〈ルール〉の参照であるということだ。それゆえ、社会的カテゴリーの参照可能性は、ただ単にある社会的カテゴリーが意識されやすいということではなく、そのカテゴリーから何らかの〈ルール〉が引き出されやすいということを意味している。

例えば、「教員」というカテゴリーについて考えてみよう。教員という社会的カテゴリーの参照可能性は、ただ単に教員であることが分かるということではなく、教員というカテゴリーを参照して何らかの行為を要求できる可能性を意味している。では、その参照可能性に影響を与えているのはどのようなものがあるのか。学生の立場に立って教員に何らかの行為、例えば質問に答えるといったことを要求するにはどうすればよいかを考えてみよう。もちろん「あなたは教員であるから質問に答える義務がある」などと要求する必要はない。ただ単に、「先生」と呼びかければそれで事足りる。この「先生」という呼びかけがどれほど〈ルール〉の参照可能性を増大させるかは、学外の街中などで突然「先生」と呼びかけられたときにどうなるのかを考えれば理解できる。状況にもよるだろうが、もしかすると（呼びかけた人が学生であるという記憶がなかったとしても）思わず「先生」としてふさわしくない行為をしていなかったかどうかを確認してしまうかもしれない。これはまさに〈ルール〉が参照された、ということである。

「先生」のように、呼びかけに用いることができ、さらにそのことによって何らかの行為を要求できる言葉は、日本語には無数にあり日常的に使用されている。「部長」「議長」などの役職を示す言葉、「運転手さん」「おまわりさん」など職業名に「さん」をつけた言い方、あるいは「お客様」なども含めることができるだろう。

知らない子どもに「おじさん」あるいは「おばさん」と呼びかけられることは、「大人」として親切に接してやらねばならないという〈ルール〉を参照されているのだと考えられるだろう。

もちろん、社会的カテゴリーの参照可能性に影響を与えるのは呼びかけのカテゴリーだけではない。いくつかを順に説明していきたい。

まず、ある社会的カテゴリーに属していることがひと目で分かるということも、参照可能性を増大させる可能性がある。ただし、先に述べたように、ただそのカテゴリーであるということが意識されるだけではなく、何らかの〈ルール〉が引き出されるかどうかという観点が重要である。

例えば、身長や体格などの身体的特徴は対面的状況において一目で分かるものではあるが、それらに関するカテゴリーが何らかの行為と（禁止や強制として）結び付けられていることはあまりないだろう。しかし、性別は（多くの場合）一目で分かるだけでなく、様々な行為と結び付けられており、〈ルール〉を引き出すことが可能である。それゆえ、性別カテゴリーは参照可能性が高いと言えるだろう。

目で見て分かることによって社会的カテゴリーの参照可能性を増大させる試みとして代表的なものは、制服などの服装による識別だろう。

ひと目で分からない社会的カテゴリーについても、私たちは様々な機会に所属する社会的カテゴリーを明らかにすることを求められる。履歴書などの個人情報を記載した書類の提出、身分証明書や免許証などの提示、様々な資格を証明する書類、あるいは名刺に記載された肩書などがそうである。

いくつかの社会的カテゴリーは自然言語の仕様に埋め込まれており、それらのカテゴリーを意識することなくコミュニケーションを行うことが（多くの場合は）ほとんど不可能である。特に日本語は性別による言葉の違いや地位関係による表現の違い（敬語など）が大きく、そのことが性別や地位に関するカテゴリーの参照可能性を高めていると言えるだろう。

ここまでは〈ルール〉に関わる社会的カテゴリーが直接参照される場合について考えてきたが、そうではない場合、つまり〈ルール〉に関わる社会的カテゴリーが、別のカテゴリーを介して間接的に参照される場合もある。

例えば、「部長」といった言葉による呼びかけによって「上司」カテゴリーが参照されるのは先に見たとおりであるが、「部下」に属するカテゴリーはどのように参照されるのだろうか。直接「部下」という言葉などが用いられることもあるかもしれないが、必ずしもその必要はなく、「この人は自分の上司だ」ということさえ認識されれば、「部下としての振る舞い」を要求する〈ルール〉は参照可能である。すなわち、対応関係にある2つのカテゴリーの一方を参照することによって、もう一方に関わる〈ルール〉を参照できるのである。そのため、「部下」というカテゴリーの参照可能性は、「上司」にあたるカテゴリーが認識されやすくなる（ひと目で分かることなど）ことによって高めることができる。

カテゴリーの対応関係は、必ずしも固定されたものだとは限らない。自宅に制服を着た警官

が訪れて少し話を聞かせてほしいと言われた時、もし「警官」に対するカテゴリーとして「犯罪者」などが想定されてしまえば、そのことを不快に感じたりどう対応してよいのか戸惑ってしまうかもしれない。しかし、「警官」に対して（警察に協力する）「善良な市民」といったカテゴリーが想定され、その振る舞いがイメージできれば、状況は変わるだろう。このことから、カテゴリー間の対応関係もまた、社会的カテゴリーの参照可能性に影響を与えていることが分かる。

社会的カテゴリーの間接的な参照としてより重要なのは、除外カテゴリーである。「普通の人」というカテゴリーはそれ自体をイメージすることは難しいが、何らかの意味で「普通でない人」を具体的にイメージできれば、その否定としての「普通の人」を参照することができる。例えば、ある行為をした人を「非常識（な人）」と呼ぶことによって、普通は（常識的な人は）その行為をしてはならないという〈ルール〉を参照することができる。

形式的には、「A（カテゴリー）であればB（行為）してはならない」というルールを「BをすればAではない」と変換し、なおかつ「Aではない」状態がカテゴリーとして表現されている（名前が付けられている）と考えることもできる。

このようなカテゴリー（除外カテゴリー）は、「馬鹿」「変な人」「（頭が）おかしい人」「不良」など、様々なものを指摘することができる。一見してわかるように、これらは侮蔑的あるいは非難するようなニュアンスが感じられ、差別問題との関連を見て取ることができるだろう⁸⁾。ただし本論ではこのような言葉の使用の是非を論じることが目的ではなく、除外カテゴリー（語彙）の「存在」が、「普通」などの曖昧なカテゴリーと結びついた〈ルール〉の参照可能性を高めているということを理解していただきたい。

最後に、社会的カテゴリーの参照が限定される状況について考えてみよう。

インターネットの掲示板などでの匿名性の高いコミュニケーションでは、対面的なコミュニケーションでは通常見られないような感情的なやり取りや暴力的な表現が起りやすい。これはもちろん、匿名であることによるネガティブサンクションを受ける可能性の低さといった要因もあるだろうが、それだけではない。同様のことは（程度の違いはあるだろうが）知り合い同士のメールなどのやり取りでも起こることからも分かる。すなわち、匿名空間は実際に個人が特定されないということだけでなく、自分や相手の社会的カテゴリー（と結びつけられた〈ルール〉）が参照されにくい（意識されにくい）ことも、そこでのコミュニケーションのありように大きな影響を与えていると考えられる。特に、「見て分かる」ということは（少なくとも文字だけのコミュニケーションでは）あり得ないので、「見て分かる」社会的カテゴリーの参照可能性は低くなるだろう。ただ、除外カテゴリーの使用はインターネットにおいても制限され

ず、むしろ（その他のカテゴリー参照が難しいがゆえに）より頻繁に用いられる、ということなのかもしれない。

では、ある意味では「匿名空間」の対極にあると考えることもできる、「監視社会（監視された空間）」ではどうなるのだろうか。「監視」が人々の行動をコントロールし得るのかどうかは、〈ルール〉の参照可能性という観点から考えると、分かりやすい。

例えば工場や（塾などの）教室に監視カメラが設置される場合は、ある工程の作業員や教師というカテゴリーを介して、それにふさわしい行為を強制する（ふさわしくない行為を禁止する）〈ルール〉が参照される可能性は高くなるだろう。しかし犯罪を抑止する目的で街頭などに設置された監視カメラからはいかなる社会的カテゴリーが参照されるのだろうか。もし「犯罪者」という社会的カテゴリーが参照されるなら、多くの人は不愉快になったり戸惑いを感じたりするだけだろうし、具体的に何をすれば犯罪（者）になるのかを意識していない者にとっては何の効果ももたらさないだろう⁹⁾。また、監獄の監視カメラによって「囚人（模範囚）」というカテゴリーに結び付いた〈ルール〉が参照されていたとしても、出獄してしまえば効果はなくなってしまっただろう。

仮に、すべての人にID番号が割り当てられ、あらゆる社会活動でそれを提示しなくてはならないような状態になったとしても、それだけで人々の行動が規制されるわけではない。そのことによっていかなる社会的カテゴリーが意識され、〈ルール〉が参照されるのが重要なのだ。

6. 〈ルール〉参照の自動化

〈ルール〉はただ知っているだけでは意味をなさず、必要な状況で参照されなくてはならない。そうであるならば、必要な状況になれば〈ルール〉が参照されるような仕組みがあれば、参照可能性は大きくなるだろう。

「〈ルール〉が必要な状況になる」ということは、場面の状況に何らかの変化が生じるということであり、そのような変化に関わることとしては、時間の経過と（人の）空間的移動が考えられる。すなわち、何らかの場面が始まるときに〈ルール〉が参照される仕組みや、人が移動してある空間に立ち入ったときに〈ルール〉が参照される仕組みが、〈ルール〉の参照可能性を増大させるということだ。

このような仕組みはいたるところで見出すことができる。重要なことは「変化」が感じ取られること、すなわち時間的、空間的な区切りが明瞭であることだろう。

空間的な区切りを設けることは容易である。塀や壁、出入口、門、扉などの人工的な区切りはもちろん、川や植生などの自然地形がなんらかの境界として意味づけられることもある。私

私たちはそういった境界を超えるときに何らかの〈ルール〉を参照する（させられる）。例えば商店の入り口をくぐったときに「客」としての振る舞いを思い起こす。通いられない高級そうな店の店内に入ったときに緊張してしまうとすれば、それはあまりなじみのない〈ルール〉を参照しようとするからだろう。あるいは、「この川を越えた先は犯罪の多発地帯だ」といった知識を持っていれば、その川を越える際に犯罪の被害に合わないためのあるべき振る舞いを想起するかもしれない。

空間の区切りは、〈ルール〉の参照を自動化する。建造物や自然地形はただそこに「ある」だけだが、人が移動することによって〈ルール〉を参照してしまうのである。

これに対して、時間を区切ることは容易ではない。日の出や日没、季節の変化によって生じる様々な自然現象などを意味づけることは可能だし、実際に行われてきたことだが、時間の流れの中になんらかの人工的な「境界」を設置することは困難である。しかし、時計を組み込んだ装置によって、定時にベルやチャイムならしたり、あるいは録音された音声を放送する仕組みは、時間の区切りを発生させ、〈ルール〉の参照を可能にすることができる¹⁰⁾。

7. 〈ルール〉についての知識

主として記憶から参照される〈ルール〉は、そもそもその記憶を持たなければ参照されることはない。そのため、〈ルール〉についての記憶を持たせる、すなわち知らせたり教えたりする営みもまた、参照可能性を増大させることになるだろう。このような営みとして重要なのは、教育とマスメディアであろう。

〈ルール〉がどのように知らされているか、教えられているかを考えるうえで最も重要なことは、それがどのような社会的カテゴリーと結びつけられているかということである。「すべきこと」「してはならないこと」がどのような社会的カテゴリーと結びつけられて語られているのかに注目しながら、教育とマスメディアについて考えてみたい。

教育¹¹⁾は、社会的カテゴリーとの結びつきが比較的明瞭で、特に職業教育においてはそれが顕著である。

特定の職業に従事することや資格を得ることを念頭に置いた教育の場合は、その職業や資格という社会的カテゴリーと結びつけて〈ルール〉を語ることができる。それは単にその職業に従事する者、資格を持つ者はこのようなことをしなくてはならない、という形ではなく、このようなことをすることがその職業に従事する、資格を持つ条件なのだという形で、職業や資格のイメージを作り上げることにより、社会的カテゴリーと行為を強力に結びつけることができる。

しかし、職業課程以外の学校教育においては、社会的カテゴリーとの結びつきはやや曖昧に

なる。例えば中学校において「中学生が守るべきルール」が語られ、参照されていたとしても、卒業した後はそのルールは意味を持たず、参照されることもなくなるだろう（むしろ積極的に忌避されるかもしれない）。そのため、卒業後も参照可能な何らかのカテゴリーと結びつけて〈ルール〉が語られる必要があるのだが、それは何だろうか。

一つの可能性は「エリート」ないしはそれに類するカテゴリーだろう。（旧制）高校や大学に進学する人の数が少なかった時代には実際にそのような語られ方がなされていただろうし、現在でも一部の大学などでは「〇〇大生たるもの」といった語られ方があるのかもしれない。しかし、それが可能な学校はごく少数であろうし、小学校や中学校ではほとんどありえないだろう。「エリート」という意味づけではなくとも、「母校」に対する愛着が卒業後も維持され、何らかの形での関わりが継続するなら、「〇〇校出身者」というカテゴリーによって〈ルール〉が参照される可能性はある。ただこれもまた、あったとして現代においては特殊なケースではないだろうか。

二つめの可能性は「国民」などの普遍的なカテゴリーと結びつけることだろう。これもかつて「臣民教育」として行われていたことであるが、現在は「国民」というカテゴリーもそれほど用いられている（参照されている）ようには思えないし、在日外国人児童・生徒の受け入れ等の問題が生じるだろう。他にも、「社会人（「一般社会のルール」「社会常識」といった言葉で）、「大人」、「人間（人として、など）」などが一応は想定できる。「大人」や「人間」などは「国民」のように制度化される性質のものではなく、どちらかと言えば非公式に、現場の教員の工夫によって用いられているのではないだろうか。

最後に、「小学生」や「中学生」などを年齢もしくは発達段階に関わるカテゴリーとして、すなわち序列的なものとして参照するという方法も考えられる。例えば「もう中学生なんだからこういうことをしてはダメだ」といった言い方は、「中学生」というカテゴリーを段階的なものだととらえており、そのために卒業後も「中学生でもそんなことはしない」といった形で参照可能である。しかし、このような参照の仕方は、「発達途上」にあると意味づけられる年齢層（のカテゴリー）である「子ども」「児童・生徒・学生」の範囲でのみ有効な方法なのかもしれない。高校生に対して「中学生でもそんなことはしない」と語ることが有効なのは、「高校生」が「中学生」よりも上位のカテゴリーだと理解されているからだ、が、「大人」に対してはそれほど有効な言い方ではないかもしれない。

いずれにしても、教育が〈ルール〉の参照可能性を高めるのは、その教育組織の外でも（卒業後も）参照できる社会的カテゴリーと結びついた〈ルール〉を学ぶからだ、ということではあるだろう。

教育が〈ルール〉についての知識を伝えるものであることは、その目的からして明らかであるが、マスメディアについては必ずしもそうではない。では、マスメディアと〈ルール〉との関わりとはどのようなものだろうか。

例えば昨年(2011年)の東日本大震災のような大きな災害や、事故、犯罪事件などが起こると、政府や地方自治体、あるいは民間企業などでも様々な対応策がとられるようになるが、それは決して自動的に起こったことではない。さまざまな場所で多くの人が、「この大震災を教訓にして、これこれの対策が必要だ」といったことを主張し、それが説得力を持ったからこそ対応策が具体化され実現していくのだ。この時参照されているのは事実そのものではない。実際に参照されるのは、「対策が十分でなかったから被害が拡大した」といった(マスメディアが作り上げる)ストーリー(物語)であり、それが共有されているからこそ〈ルール〉として参照が可能になる。

また、本論(に先立つ2本の論文も含めて)では様々な社会的カテゴリーについて論じてきたが、それらを他者に対して参照するためには、その社会的カテゴリーについての知識が共有されていると信じられていなくてはならない。このことにもマスメディアは大きく寄与している。

すなわち、マスメディアは「共有された知識(ルール言説や社会カテゴリー)」を作り出すという意味において、〈ルール〉の参照可能性を高めているのだ。

では、マスメディアはどのようにして「共有された知識」を作り出しているのか。

まず第一に、マスメディアは複製技術によって言説の同一性を保証する。出版物であれば印刷によって同じものが大量に作られており、そのうちの1つを自分が手にして読んでいる。放送であれば、同じ電波を受信して音声や映像が作られているわけだから、他の人も同じ映像や音声を視聴している。このような仕組みで私たちは、「同じものを見ている」のである。さらに写真や録音装置、ビデオカメラは現実との同一性までも保証してしまう。それによって私たちは「同じ現実を見ている」と感じるのだ。

第二に、マスメディアは高度に発達した伝達の仕組みを持っている。新聞は自宅や職場まで毎日配達されるし、テレビはリモコンのスイッチ一つでいつでも見ることができる。特に見たい番組がなくてもテレビがつけっぱなしになっている家庭は少なくないだろう。また最近ではパソコンや携帯電話でもテレビ番組を視聴できるようになった。ニュースに限ると、配信の仕組みはさらに高度化している。街頭に設置された電光スクリーン、列車内の電光掲示板、コンビニのレジ、携帯電話のプッシュ配信、インターネットのポータルサイトに表示されるニュース、街頭で配られる新聞の号外など、様々な場所で私たちはニュースに接する。もはやニュースと無縁でいる方が難しいかもしれない。このような仕組みによって、メディアが流す情報(特にニュース)は、「誰もが知っていること」となる。

第三に、「知識のルール」¹²⁾によって、これらの仕組みはより強化される。つまり、「誰もが知っている」だけでなく「誰もが知らなくてはならないこと」となるのだ。マスメディアに関する知識のルールは、例えば「新聞ぐらい読め」「ニュースを見てないの?」「周知の通り」といった表現で参照される。

以上のような仕組みで、マスメディアは参照可能な共有された知識のストックを作り出すのだが、マスメディアによって共有される知識の多くは、規則のように〈ルール〉としての参照のされ方がほぼ決まっているようなものではなく、物語など様々な参照のされ方があり得るものが多い。そのため、マスメディアが〈ルール〉の参照可能性を高めることは事実ではあるが、同じ言説からでも参照される〈ルール〉は多様であり、そのために多くの人を同じ方向に動かすかどうかは、その内容によるだろう。ただ、マスメディアの表現内容に踏み込むことは本論の範囲（参照可能性）を逸脱するので、別の機会に考えてみたい。

8. まとめ

最後に、これまでの議論をふり返りながら、「〈ルール〉の参照可能性」という概念の意味をもう一度考えてみたい。

これまでの議論を〈ルール〉を参照する側から見ると、私たちは様々な形で〈ルール〉を参照するように仕向けられている、と言うこともできる。ルールを覚えこまされ、なおかつ知らないことが悪いことであるかのように思わされる（知識のルール）。街中に設置された様々な人工物、定められた服装や振る舞い、日常会話で用いる言語の中にもルールを意識せざるを得ないような仕組みがある。さらには、ルールをちゃんと確認しているかどうかをチェックされてしまうような仕組みさえある。

重要なことは、これらの仕組みは具体的で目に見えるものだ、ということである。目に見えないものであれば私たちは意識することができず、ルールの参照可能性が増大することもない。

私たちは、ルールによって（あるいは「権力」でもよい）操り人形のように操られているわけではない。目に見えない操りの糸は存在しないし、「目に見えない権力」のようなものを想定する必要もないのだ。

本論で説明してきたような「ルールを参照させる仕組み」は、まだ十分に体系的な整理ができていないわけではないし、十分に網羅的でもないと思う。これまで取り上げてきたそれぞれのトピックについて、より詳細な検討が必要だし、私が想定していなかった「ルールを参照させる仕組み」がこれから見つかるかもしれない。それらは「隠された」ものでも、「目に見えない」

ものでもなく、「ルールを参照させる仕組み」という視点で見さえすれば容易に見いだされるものだ。

さらに重要なことは、これらの仕組みはあくまでも〈ルール〉の「参照可能性」を増大させるに過ぎない、ということである。これほどまでも多くの仕組み、強力な仕組みが存在していても、それでも〈ルール〉が参照されないことはあり得るのだ。一度覚えた規則を忘れてしまう。何かほかのことに気を取られていて〈ルール〉を見落としてしまう。あるいは規則などを読んでも理解できない。そういったことはごく当たり前に生じる¹³⁾。

〈ルール〉は決して自動的に人の行為に影響を与えているのではなく、参照されること（権力行為）によって始めて効力を発揮する。さまざまな仕組みによって、参照される可能性を大きくすることは可能であるが、それでも確実に参照されるとは限らない。

〈ルール〉が参照されなければ、その〈ルール〉が守られることもない。結果的に〈ルール〉からの逸脱とみなされるような事態も生じてしまうだろう。

〈ルール〉からの逸脱は他にもさまざまな要因によって生じるが、では私たちはそのような事態に対してどのように対応しているのか。このことは権力行為や〈ルール〉について考えるうえで非常に重要な論点ではないかと思う。そこで、今回は〈ルール〉からの逸脱について考えてみたい。

注

- 1) 本論は副題が示す通り「権力行為論」というひとまとまりの研究の一部であると私は位置づけている。そのため、すでに発表した論文(佐藤, 2009, 2012)は併せて読んでいただくようお願いしたい。
- 2) 本論では権力行為論におけるルールを<ルール>と表記する。<ルール>についての詳細は, 前論文(佐藤, 2012)を参照されたい。「ルール言説」という概念についても同様である。
- 3) 実際には<ルール>が存在しているのではなく, <ルール>として参照可能なルール言説や社会的カテゴリーが「存在」しているのである(佐藤, 2012)。
- 4) この後に説明する「<ルール>の参照可能性」という概念を導入すると, 自己参照と他者に対する参照の関係はより明確になる。ある<ルール>の参照可能性が非常に高いとき, 自己参照と他者による参照はあまり区別する必要はない。自分でその<ルール>に気付くということは, 同時に他者からその<ルール>を指摘される可能性に気付くということでもあるからだ。しかし, 参照可能性の低い<ルール>をわざわざ探し出してきて参照する場合は, 「意図」の影響力は大きくなり, 自己参照と他者による参照はかなり違った意味合いを持つだろう。
- 5) 異なる行為を要求する複数の<ルール>が参照された場合にどのようなことが起こるのかについては, 次回の論文で取り扱う予定である。
- 6) 社会的カテゴリーを参照する「参照の<ルール>」も実際にはあるだろう。例えばこの後で説明する制服による社会的カテゴリーの参照なども, 制服着用の規則があるなら, 参照の<ルール>のひとつかもしれない。
- 7) 詳しくは前論文(佐藤, 2012)を参照されたい。
- 8) 実は, このような論点を先取りする形で, 私はすでに差別問題についての研究を発表している(佐藤, 2005)。その研究の中で, 「権力」に関わる論点については十分な理論的裏付けが得られないと感じたことが, 権力行為についての研究の動機だったのだ。差別と権力行為の関係については, いずれ改めて詳しく論じたい。
- 9) 映像が記録されていれば検挙率の向上には役立つかもしれないが, それは犯罪の抑止に直接つながるわけではない。
- 10) 暦もまた, 時間の区切りによって<ルール>を参照する仕組みではあるが, カレンダーを見るなどの積極的な行為を必要としているため, 自動的な参照とは言い難い。
- 11) ここでは, 小, 中, 高, 大学などの学校教育及び専門学校等の職業教育を主に想定している。市民講座などの社会教育は次に説明するマス・メディアに近い性質を持っていると思われる。
- 12) 「知識のルール」は, 社会的カテゴリーと知識を結び付けるルールであり, 「Aというカテゴリーに属していればBという知識は持っていない」という形式を持つ。詳しくは前論文(佐藤, 2012)を参照されたい。
- 13) 特に, 強制の<ルール>は禁止の<ルール>と比べて参照可能性がどうしても低くなってしまいうように思われる。禁止の<ルール>の場合は禁止された行為をなそうとしたときにその<ルール>が参照されるチャンスがあるが, 強制の<ルール>の場合はそのようなチャンスがないからだ。この論点は興味深いものであるが, 当面は強制と禁止を特に分けることなく議論を進めたい。

文献

- 佐藤裕, 2005, 『差別論—偏見理論批判』, 明石書店
佐藤裕, 2009, 「権力と社会的カテゴリー—権力行為論(1)」, 富山大学人文学部紀要 50号
佐藤裕, 2012, 「「ルール」の存在論—権力行為論(2)」, 富山大学人文学部紀要 56号